

平成29年5月23日

石垣市長 殿

白保魚湧く海保全協議会  
白保ハーリー組合  
白保日曜市運営組合  
NPO法人夏花

連絡先窓口 090-3139-6088 柳田

## 要望書

間違った生物多様性保全対策を計画する「(仮称)石垣島白保ホテルプロジェクト」に対して、特にウミガメ類の保全に関する適切な指導と対応の要望(全3枚)

株式会社石垣島白保ホテル&リゾート(以下、開発事業者といいます。)が計画しているホテル建設計画「(仮称)石垣島白保ホテルプロジェクト」(以下、ホテル計画といいます。)の区域は、西表石垣国立公園に隣接し、県の自然環境の保全に関する指針でも「自然環境の厳正な保護を図る区域」とされています。また、ホテル計画に接する海岸は、絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した環境省のレッドデータブックにおいて、絶滅危惧II類に指定されているアカウミガメとアオウミガメ、絶滅危惧IB類に指定されているタイマイの産卵地であることは、開発事業者の指摘している通りです。よって開発にあたっては、徹底した生物多様性保全対策が必要であることは明らかです。

しかし、開発事業者のウミガメ類の保全対策は、以下に問題点を指摘したように、中途半端な理解に基づく身勝手なものであり、保全対策として実効性が担保されておりません。また、市や私たち市民も十分把握している通り、市内のホテル業の現在を見ると、長年の一貫したホテル経営の方が珍しいほどで、ホテル事業は安定しているとは言えません。開発事業者が経営難に陥ったり、経営権がほかの企業に売却されたりして、不十分な保全対策でさえ、果たされなくなってしまう可能性が高い状況です。

石垣市風景計画 6・2・1 自然風景域の方針では、まず最初に、豊かな生態系が市民の暮らしと調和し、支えあっていることを述べています。また、石垣市自然環境保全条例の目的は「現在および将来の市民の暮らしにうるおいと安らぎを確保すること」とあります。開発行為は一企業がいきなり行い、開発がなされれば原状回復は不可能となります。市が同条例第3条にある通り「自然環境の適切な保全が図られるよう、この条例の趣旨の徹底を図り、かつ適切な施策の遂行に努め」るためには、開発行為後の将来についても、慎重に判断し適切に対応していただかなければなりません。したがって、不十分な生物多様性保全対策の開発計画に対して適切に指導するだけでなく、開発行為後に対しても質の高い保全対策の十分な持続性が将来的に担保できない場合は、開発に同意しないことを強く要望いたします。

\*文中の下線、太文字の強調は当方が行いました。原典にはありません。

参照資料1. 5月15日に当方が要望書に添付して提出したホテル計画説明資料(全15ページ)  
開発事業者から市に提出された資料と同じ。そちらも要参照(以下、説明資料といいます。)

添付資料1. 4月12日に行われた一部住民との意見交換の際、回答できなかった指摘に対して  
4月26日に送られてきたEメールでの返答(以下、4/26返答メール1といいます。)

2. 「ウミガメ保護ハンドブック」(環境省、日本ウミガメ協議会)の抜粋

[http://www.env.go.jp/nature/kisho/guideline/SeaTurtle\\_Handbook.pdf](http://www.env.go.jp/nature/kisho/guideline/SeaTurtle_Handbook.pdf)

3. 「ウミガメ保護と海岸保全の基礎的研究」の抜粋

<http://coastalresearch.sakura.ne.jp/nishi24/hpdata/sediment/kagopdf/kametitle.pdf>

## <開発事業者が計画するウミガメ類の保全対策の問題点>

### 1. 都合のいい解釈に基づく身勝手な保全対策

- a. 説明資料P 1 4 右中段の説明図「海浜部への建築物からの照明対策」には、「海浜部ではホテルの明かりは見えない」としているが、海浜部及び海上の上部は、明るくなることが図にも示されている。それによって海浜部からは、ホテル上空が人工的に明るくなることを確認できる状況が発生します。添付資料3にある通り、本来ウミガメの産卵は人工的な光のない場所で行われ、たばこの火種や人影、携帯電話（スマートフォン）ディスプレイの明かりだけでも驚いて帰海してしまうことが報告されていて、悪影響は明らかです。
- b. 浜を直接照らす光を遮るためのフェンス等、ホテルの固定設備の計画は全くなく、国立公園第2種特別地域に指定され、手を加えることができない保安林が光を遮るだけなので、自主的な固定の光害遮蔽対策がありません。また、保安林が台風や、病害虫の被害、高潮など、様々な理由で葉を落としてしまえば、ホテルの光はたちまちウミガメの産卵および孵化後の行動を阻害する要因となります。
- c. 4/26返答メール1では、開発事業者がウミガメの生物学的特性に関する知見に乏しいまま、勝手な解釈を行っていることがわかります。「外灯などの固定された光は、親ガメよりも子ガメに対する影響が大きいと考えられることから」と書かれていますが、影響に大小があることを指摘している記述や根拠は見当たりません。「ウミガメ保護ハンドブック」が脅威として一義的に問題視しているのは、まずウミガメの産卵行動を阻害する光であり、子ガメのふ化後の行動でないことは、「はしがき」に「ウミガメとその生息環境を保全し、産卵回数の回復をはかることは、海洋の生態系の再生の指標ともなり、さらには海岸線の自然の保全の指標にもなると考えられ、今後の国・地方行政の大きな課題であると考えられます。」と書かれていることから明らかです。まず産卵を守らなければ、孵化はありません。
- d. 4/26 返答メール1では、「ウミガメの産卵と孵化の時期は、外灯を消したり、光の方向を変えたりする対策を施します」と書かれていますが、石垣島でのウミガメの産卵時期は4月下旬から、9月下旬で、まれに10月に入ってから産卵することもあります。産卵から孵化までは約60日かかるため、4月から12月まで外灯を消す必要があります。こんな対策は保安上も経営上も実現性がある対策とは考えられません。開発計画に対しての市の「同意」欲しさに、根拠もなく「何でもやります」と場当たりに「やるつもりもないこと」を無責任に空約束しているに他なりません。
- e. 4/26 返答メール1では、保安林が光を遮らなくなった場合の対応として、「室内には遮蔽性のあるカーテンなどを設置し、海側へ人工光が漏れないようにするとともに、産卵、孵化の時期は、お客様にアナウンスのうえ、夜間は遮蔽していただくよう周知徹底をいたします。」としていて、フェンスなどの恒久的な強固な遮光対策をする意思がないことは明らかです。しかも対策を宿泊客の対応に任せており、事業者として生物多様性保全対策を実践する意思が無い事が明らかです。4月、5月のまだ過ごしやすい夜に、心地よい風が吹いているときに宿泊客が、重たい遮光カーテンをすることも考え難く、実効性のない対策であると考えられます。
- f. 「ウミガメ保護ハンドブック」では、「第2章 脅威と対策 2-4 砂浜を照らす灯り」で有効な解決策として4項目が記されていますが、個人住宅ではなく、大規模宿泊施設の場合、前述の通り、1と2の実現は不可能といえます。仮に3と4を実現できたとしても、それだけで保全対策としては全く不十分で、前述の通り、本来ウミガメは、人工的な小さな光や人影に驚いて帰海してしまうので、宿泊客の部屋の遮光カーテンを夜間は強制的に閉めることをしたり、4月から12月まで外灯を消したりする対策でなければ、大規模宿泊施設にウミガメの産卵に対する保全対策は不可能と考えます。

## 2. 将来的に持続性が担保されていない保全対策

前述したように、開発事業者が計画書や 4/26 回答メール 1 で述べている環境保全対策は、あくまで計画段階で述べられているだけで、開発後、施設・設備が存在する期間中、必ず継続的におこなわれるという保証はどこにもありません。かえって、石垣島のホテルの現状を考えると、数年内に経営母体が変わり、保全対策が引き継がれない可能性が高いといえます。

株式会社石垣島白保ホテル&リゾート自体、沖縄本島に本社がある株式会社日建ハウジングが地元資本をアピールするために昨年資本金 300 万円で設立した会社であり、市内の事務所とされる場所は、いつも人が不在で会社を運営している状況や実態を確認することができません。また、私たちに渡された説明資料の会社代表番号に問い合わせると自動的に那覇の日建ハウジングに転送されることは、市の都市建設課にも報告した通りです。このような架空の会社が、生物多様性の保全対策を計画したとしても、その内容と継続性に十分な信用を得ることはできません。

開発によって損なわれる自然環境を回復する手段はありません。市の風景計画が掲げているような市民の暮らしを支える生物多様性を保全できることが、将来にわたっても担保されるのであれば、本ホテル計画は市の同意に値しないと考えます。

最後に、この要望書の作成にあたり、ウミガメ類の生態や保全対策に関する記述については、石垣島ウミガメ研究会に監修していただきましたことを付け加えます。

以上